

平成23年度

徳島県交通安全実施計画

徳島県交通安全対策会議

～ ま え が き ～

この交通安全実施計画は、第9次の「徳島県交通安全計画」（平成23年度～平成27年度）の着実な推進のため、平成23年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策について、その計画を定めたものです。

平成22年中の徳島県における交通事故は、

発生件数 5,382件（前年比－1,277件－2.3%）

死者数 44人（前年比－4人－8.3%）

傷者数 6,499人（前年比－2,639人－3.9%）

であり、前年と比較して発生件数、傷者数、死者数ともに減少しました。

死者数44人は、道路交通法が施行された昭和35年以降では、平成20年に次ぐ2番目に少ない死者数となり、第8次の「徳島県交通安全計画」の中で設定した「年間の交通事故死者数を50人台前半、可能な限りゼロにする。」という数値目標を3年連続して達成することができました。

しかしながら、未だに多くの方が交通事故により尊い命をなくされており、高齢化の進行や免許人口の増加等、本県を取り巻く交通環境は、極めて厳しい状況であり、真に効果的で効率的な各種施策を推進するなど、より一層の努力をしなければなりません。

こうしたことから、悲惨な交通事故を防止し、県民が安全で安心できる交通環境を確立するため、人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指すため、各種の施策を本実施計画において定め、県及び指定行政機関等が相互に緊密な連携を図りつつ、また、市町村をはじめ各交通関係機関・団体の協力のもとに、総合的な交通安全対策を計画的に推進することといたしました。

徳島県交通安全対策会議

会 長 飯 泉 嘉 門

～ 目 次 ～

1 道路交通環境の整備	
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 …	1
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進 ……………	4
(3) 交通安全施設等整備事業の推進 ……………	7
(4) 効果的な交通規制の推進 ……………	9
(5) 自転車利用環境の総合的整備 ……………	10
(6) 高度道路交通システムの活用 ……………	11
(7) 交通需要マネジメントの推進 ……………	12
(8) 災害に備えた道路交通環境の整備 ……………	13
(9) 総合的な駐車対策の推進 ……………	15
(10) 道路交通情報の充実 ……………	17
(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 ……………	18
2 交通安全思想の普及徹底	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ……………	20
(2) 効果的な交通安全教育の推進 ……………	24
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 ……………	25
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 ……………	28
(5) 住民の参加・協働の推進 ……………	29
3 安全運転の確保	
(1) 運転者教育等の充実 ……………	30
(2) 運転免許業務の改善 ……………	33
(3) 安全運転管理の推進 ……………	34
(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実 ……………	35
(5) 交通労働災害の防止等 ……………	37
(6) 道路交通に関連する情報の充実 ……………	38
4 車両の安全性の確保	
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ……………	40
(2) 自動車アセスメント情報の提供等 ……………	41
(3) 自動車の検査及び点検整備の充実 ……………	42
(4) リコール制度の充実・強化 ……………	43
(5) 自転車の安全性の確保 ……………	44
5 道路交通秩序の維持	
(1) 交通の指導取締りの強化等 ……………	45
(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化 ……………	47
(3) 暴走族対策の強化 ……………	48

6 救助・救急活動の充実	
(1) 救助・救急体制の整備	5 0
(2) 救急医療体制の整備	5 2
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	5 3
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	5 4
(2) 損害賠償の請求についての援助等	5 4
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	5 6
8 鉄道交通の安全についての対策	
(1) 鉄道交通環境の整備	5 7
(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及	5 8
(3) 鉄道の安全な運行の確保	5 9
(4) 鉄道車両の安全性の確保	6 1
(5) 救助・救急活動の充実	6 1
(6) 被害者支援の推進	6 1
(7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止	6 1
(8) 研究開発及び調査研究の充実	6 1
9 踏切道における交通安全の対策	
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等 立体横断施設の整備の促進	6 2
(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	6 2
(3) 踏切道の統廃合の促進	6 2
(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	6 2
参考資料	
交通安全対策基本法（抜粋）	6 4
交通安全対策基本法施行令（抜粋）	6 5
徳島県交通安全対策会議条例	6 6

交通安全実施計画の内容

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部道路総局道路整備課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所
種 別	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等の歩道整備等の推進 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 エ 無電柱化の推進		

計画の実施方針及び概要（平成23年度）

ア 生活道路における交通安全対策の推進

「あんしん歩行エリア」を中心とする歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きな生活道路において、公安委員会及び道路管理者が連携し、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するほか、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充により通学路等の整備を図る。

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号機、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、身体障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等を整備する。併せて高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

エ 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から無電柱化を一層推進する。

○ 公安委員会所管による交通安全施設等整備事業（県単23年度）
(単位：千円)

事業内容	事業費
信号機の新設・改良等	176,672
道路標識	29,789
道路標示	25,852
その他	1,795
合計	234,108

※ 主な事業の概要

- ・ 更新事業としては、老朽機器等の更新
- ・ 道路の新設改良等に伴う交通安全対策として信号機の新設9基

交通安全施設等整備事業（補助23年度）（単位：千円）

事業内容	事業費
交通管制関係	98,038
信号機の新設・高度化	22,404
道路標識	1,936
その他	3,178
合計	125,556

- ※ 主な事業の概要
- ・ 交通管制システムの高度化
 - ・ 信号機の新設及び高度化改良

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（県単）
（単位：千円）

工 種	事業量	23年度計画（14ヶ月予算）
自転車・歩行者道	0.9 km	107,000
交差点改良	1箇所	13,000
視距改良	0.06 km	7,000
路肩改良	0.04 km	137,500
道路照明	15本	11,000
その他（防護柵・区画線等）		110,400
合 計		262,150

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（交付金）
（単位：千円）

工 種	単位	23年度計画	
		事業量	事業費
自転車・歩行者道	km	1	490,000
交差点改良	箇所	2	195,000
電線共同溝	km	0.05	20,000
その他（防護柵・照明灯等）			203,000
合 計			908,000

○ 道路管理者（国土交通省）所管による交通安全対策事業

工 種	単位	23年度計画	
		事業量	
一種 自転車歩行者道	km	1.5	
二種	照明灯 単独	基	7
	防護柵	m	2,000
	道路標識	本	50
	区画線	km	93
	視線誘導標	本	500

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 公安委員会所管による交通安全施設等整備事業（県単・22年度）
（単位：千円）

事業内容	事業費
信号機の改良等	278,738
道路標識	56,805
道路標示	64,310
その他	1,417
合 計	401,270

- ※ 主な事業の概要
- ・ 老朽機器等の更新
 - ・ 道路の新設改良等に伴う交通安全対策として信号機の新設8基

交通安全施設等整備事業（22年度）（単位：千円）

事業内容	事業費
交通管制関係	81,356
信号機の新設・高度化	90,044
道路標識	8,304
その他	3,692
合計	183,396

※ 主な事業の概要

- ・ 交通管制システムの高度化
- ・ 信号機の新設及び高度化改良

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（県単）

（単位：千円）

工種	事業量	22年度実績
自転車・歩行者道	0.3 km	41,714
交差点改良	2箇所	7,549
道路照明	16本	9,019
その他（防護柵・区画線等）		93,982
合計		152,264

○ 道路管理者（県）所管による交通安全対策事業（交付金）

（単位：千円）

工種	単位	22年度実績	
		事業量	事業費
自転車・歩行者道	km	0.8	635,000
交差点改良	箇所	1	40,000
電線共同溝	km	0.1	101,000
簡易パーキング	箇所	1	54,000
合計			830,000

○ 道路管理者（国土交通省）所管による交通安全対策事業

工種	単位	22年度実績	
		事業量	事業費
一種 自転車歩行車道	km	3.4	
二種	照明灯 単独	基	0
	防護柵	m	3,331
	道路標識	本	40
	区画線	km	86.8
	視線誘導標	本	367

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部道路総局道路政策課 県土整備部道路総局道路整備課 県土整備部都市計画課 四国地方整備局徳島河川国道事務所 警察本部交通規制課 警察本部高速道路交通警察隊 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
種 別	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進		
細 目	ア 事故ゼロプランの推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 キ 改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 事故ゼロプランの推進 効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「事故ゼロプラン」を推進する。 (ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。 (イ) 事故データより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。 (ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。</p> <p>イ 事故危険箇所対策の推進 死傷事故率が高く、または死傷事故が多発している交差点・区間を「事故危険箇所」として指定し、公安委員会及び道路管理者が連携し、集中的な事故抑止対策を推進する。</p> <p>ウ 幹線道路における交通規制 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。 新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施する。</p> <p>エ 重大事故の再発防止 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生要因について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様の事故の再発防止を図る。</p> <p>オ 適切に機能分担された道路網の整備 (ア) 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。 (イ) 一般道路に比較して死傷事故発生率が低く安全性の高い地域高規格道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることにより道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。 (ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。</p>			

カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

- (ア) 安全で円滑な自動車交通を確保するため、高輝度反射式看板、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施する。
また、交通事故の発生原因を調査し、必要な改良等を実施するとともに逆走による事故防止のための標識や路面表示の整備を図るなど、総合的な事故防止対策を推進する。
- (イ) 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、事故や故障による停止車両の早期撤去等による渋滞対策を推進する。
- (ウ) 携帯電話向け道路交通情報提供サービスのアイハイウェイについて、キャンペーンやチラシ配付を通じてさらなる周知を図る。

キ 改築等による交通事故対策の推進

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅などの道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。
- (ウ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
県では、交通事故の多発を防止するため、通過交通の排除、交通の効果的な分散により、安全かつ円滑な交通を確保する必要から、下表の道路事業によりバイパス整備及び現道拡幅等の道路整備を推進する。

(ア) 道路事業

(単位：千円)

種 別		事業費
国 補	道 路 改 築	1, 8 5 5, 1 5 0
	特 殊 改 良	7 8, 0 8 1
	緊急地方道路整備	7, 6 9 2, 7 5 1
県 単	道 路 局 部 改 良	6 2 6, 0 0 0
合 計		1 0, 2 5 1, 9 8 2

(イ) 街路事業

(単位：千円)

種 別		事業費
国 補	道 路 事 業	1, 2 9 0, 2 5 0
	鉄 道 高 架	4 2, 8 0 0
	緊急地方道路整備	2, 0 7 7, 5 0 5
県 単	街 路	4 4, 0 0 0
合 計		3, 4 5 4, 5 5 5

ク 交通安全施設等の高度化

交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、プロファイル化、系統化、速度感応化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進するとともに、併せて道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 道路事業 (単位：千円)

種 別		事業費 (14ヶ月予算)
国 補	道 路 改 築	3,439,765
	特 殊 改 良	62,091
	緊急地方道路整備	9,260,530
県 単	道 路 局 部 改 良	3,205,000
合 計		15,967,386

○ 街路事業 (単位：千円)

種 別		事 業 費
国 補	道 路 事 業	1,063,550
	鉄 道 高 架	10,700
	緊急地方道路整備	4,190,450
県 単	街 路	43,800
合 計		5,308,500

○ 国道192号の吉野川市鴨島町上下島において、歩道の整備等を行った。

○ 県道鳴門池田線の阿波市谷島において、自歩道の整備を行った。

○ 高機能舗装、高視認性区画線の整備状況

【神戸淡路鳴門自動車道】

- ・ 高視認性区画線
上り2.9km、下り1.5kmを実施
- ・ 高機能舗装
上り1.7km、下り1.2kmを実施

【徳島自動車道】

- ・ 死亡事故発生箇所2箇所において凹凸型路面表示を設置
- ・ 舗装改良箇所において、高機能舗装を整備
- ・ 複合商業施設での高速道路交通情報の提供及び交通安全イベント実施

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部道路総局道路整備課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所									
種 別	(3) 交通安全施設等整備事業の 推進											
細 目	ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 イ 幹線道路対策の推進 ウ 交通円滑化対策の推進 エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 オ 信号灯器のLED化による信号機の改良 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用											
計画の実施方針及び概要（平成23年度）												
<p>ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 死傷事故発生割合の高い地区を指定したあんしん歩行エリアにおいて、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施し、エリア内の死傷事故の抑止を図る。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）により、特定経路を構成する道路において、バリアフリー対応型信号機の整備等歩行空間のバリアフリー化を推進する。また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等、歩行者、自転車の安全な通行空間の確保を図る。</p> <p>イ 幹線道路対策の推進 幹線道路では交通事故が特定の区間で集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。</p> <p>ウ 交通円滑化対策の推進 信号機の高度化、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。</p> <p>エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 交通に関する情報の収集、分析及び伝達並びに信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図るとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。</p> <p>オ 信号灯器のLED化による信号機の改良 交通量が多い路線を中心に整備するほか、事故の多発している交差点について信号灯器のLED化を推進する。</p> <p style="text-align: center;">LED式信号灯器（三色灯器）の整備状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 度 別</th> <th>整備数(累計)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度末</td> <td>4,005灯</td> <td>全灯数8,033灯</td> </tr> <tr> <td>平成23年度末(予定)</td> <td>4,270灯</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年 度 別	整備数(累計)	備 考	平成22年度末	4,005灯	全灯数8,033灯	平成23年度末(予定)	4,270灯	
年 度 別	整備数(累計)	備 考										
平成22年度末	4,005灯	全灯数8,033灯										
平成23年度末(予定)	4,270灯											

カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」及び「信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

交通の安全は、住民の安全意識により支えられていることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、道路管理者と住民の連携による交通安全対策を推進する。

キ 連絡会議等の活用

「道路交通環境整備連絡会議」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

年 度 別	光ビーコンの整備数
平成21年度末	361
平成22年度末	361

○ 信号灯器(三色灯器)のLED化による信号機の整備・改良

年 度 別	整備数	備 考
平成21年度末	3,427灯	全灯数7,988灯
平成22年度末	4,005灯	全灯数8,033灯

○ 通学路安全点検

	実施箇所	参 加 者			
		一 般	警 察	管 理 者	計
上半期	3校区	16	6	3	25
下半期	3校区	10	10	11	31

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	警察本部交通規制課																		
種 別	(4) 効果的な交通規制の推進																				
細 目	ア 地域の特性に応じた交通規制 イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 ウ より合理的な交通規制の推進																				
計画の実施方針及び概要（平成22年度）																					
<p>ア 地域の特性に応じた交通規制 幹線道路では、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、生活道路では、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせなど、通過交通を抑制するなどの交通規制を実施するほか、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。</p> <p>イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 安全で機能的な交通を確保するため、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。また、路線バス等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。</p> <p>ウ より合理的な交通規制の推進 より合理的な交通規制を図るため、交通規制の種類に応じ、当該交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、その結果、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更又は交通規制の解除、道路利用者に対する交通規制の理由の説明、道路管理者に対する道路の整備又は改良の働き掛け、地方公共団体、民間事業者等に対する路外施設の整備等の働き掛け等の道路交通環境の整備を図る。 具体的には、平成21年及び22年に全面改正された新たな最高速度規制基準に基づき、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの点検及び見直しを推進する。 また、駐車規制については、必要やむを得ない貨物自動車等の荷捌き、客待ちタクシー、二輪車、商店街（買物客）、駅前等の対策を重点に、駐車規制の点検及び見直しを推進する。 さらに、信号制御については、歩行者、自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、「歩行者の待ち時間の長い押しボタン信号の改善」、「幅員の狭い従道路を横断する歩行者の待ち時間の短縮」、「歩行者用灯器の増設」等についての点検及び見直しを推進する。</p>																					
交通安全実施計画の実績（平成22年度）																					
○ 公安委員会の行う交通規制の実施状況																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別 \ 区 分</th> <th style="text-align: center;">箇 所</th> <th style="text-align: center;">距離・本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">横 断 歩 道</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">69本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自 転 車 横 断 帯</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">60本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">駐 車 禁 止</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">48, 750m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 時 停 止</td> <td style="text-align: center;">177</td> <td style="text-align: center;">245本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自 転 車 歩 道 通 行 可</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4, 220m</td> </tr> </tbody> </table>				種 別 \ 区 分	箇 所	距離・本数	横 断 歩 道	57	69本	自 転 車 横 断 帯	36	60本	駐 車 禁 止	38	48, 750m	一 時 停 止	177	245本	自 転 車 歩 道 通 行 可	4	4, 220m
種 別 \ 区 分	箇 所	距離・本数																			
横 断 歩 道	57	69本																			
自 転 車 横 断 帯	36	60本																			
駐 車 禁 止	38	48, 750m																			
一 時 停 止	177	245本																			
自 転 車 歩 道 通 行 可	4	4, 220m																			

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部道路総局道路整備課 警察本部交通規制課									
種 別	(5) 自転車利用環境の総合的整備											
計画の実施方針及び概要（平成23年度）												
<p>ア クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にした上で、乗用車から自転車への転換を促進する。このためには、歩行者・自転車・自動車の交通量に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、増加している歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要があり、自転車道や自転車専用通行帯、歩道上で歩行者と自転車が通行する部分を指定する普通自転車の歩道通行部分の指定等の自転車走行空間ネットワークの整備を推進するとともに、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策も積極的に推進する。</p> <p>イ 自転車等の駐車対策については、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進するため、交通安全施設等整備事業、都市計画、街路事業等による自転車等の駐車場整備事業を推進する。また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場等の設置を義務付ける条例の制定を促進して駐輪対策を図る。</p> <p>さらに、自転車駐輪場の整備とあいまって、自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制を実施する。</p> <p>地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。</p> <p>特に、バリアフリー新法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、違法駐車行為に係る自転車の指導取締りの強化、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。</p>												
交通安全実施計画の実績（平成22年度）												
○ 自転車関係の交通規制実施状況												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別 \ 区分</th> <th style="text-align: center;">箇 所</th> <th style="text-align: center;">本数・距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">自 転 車 横 断 帯</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">60本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自 転 車 歩 道 通 行 可</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4, 220m</td> </tr> </tbody> </table>				種別 \ 区分	箇 所	本数・距離	自 転 車 横 断 帯	36	60本	自 転 車 歩 道 通 行 可	4	4, 220m
種別 \ 区分	箇 所	本数・距離										
自 転 車 横 断 帯	36	60本										
自 転 車 歩 道 通 行 可	4	4, 220m										

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	警察本部交通規制課 四国総合通信局
種 別	(6) 高度道路交通システムの活用		
細 目	ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進 ウ スマートウェイの推進 エ 道路運送事業に係る高度情報化の推進		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 道路交通情報通信システムの整備 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。</p> <p>イ 新交通管理システムの推進 高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として、交通流・量を積極的かつ総合的に管理することにより、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先通行、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図り、交通の安全及び快適性を確保しようとする新交通管理システム（UTMS）の構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p> <p>ウ スマートウェイの推進 ETCの通信技術をベースとしたITSスポットの活用によるスマートウェイの推進を官民一体となって展開していく。ITSスポットの活用により、ETCに加え、広範囲の渋滞データで適切にルート選択を可能とするダイナミックルートガイダンス、ドライブ中のヒヤリをなくす事前の注意喚起を実現する安全運転支援等のサービスを実現する。</p> <p>エ 道路運送事業に係る高度情報化の推進 環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。</p>			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
○ 道路交通情報通信システムの整備状況等			
年 度 別		光ビーコン整備数（基）	
平成21年度末		361	
平成22年度末		361	

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部運輸総局交通政策課
種 別	(7) 交通需要マネジメントの推進		
細 目	公共交通機関利用の促進		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>交通渋滞緩和のため、公共交通機関利用促進を図る。</p> <p>公共交通機関利用の促進</p> <p>パーク・アンド・ライドの社会実験、サイクルトレインやLED装飾列車の運行、路線バスを均一料金で運行する実証実験の実施等、公共交通機関利用促進を図るための施策を推進する。</p> <p>また、だれもが使いやすいユニバーサルデザイン車両であるノンステップバスの導入を支援するとともに、携帯電話やパソコンから県内を運行する路線バスの時刻表や運賃が検索できる「とくしまバス Navi (http://busnavi.info)」の配信を通して、自家用車から公共交通機関への転換を促し、円滑な道路交通の実現を図る。</p>			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
<p>○ 公共交通機関利用の促進状況</p> <p>施策の促進状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島地区渋滞対策推進協議会を通じて、店舗利用型パーク・アンド・ライドを引き続き県内2カ所で実施するとともに、県民への広報活動を行った。 ・ サイクルトレインや100円バスの実証運行等を行い、今後の公共交通機関利用者の増加策を検討した。 ・ 四国公共交通利用促進協議会主催のもと、四国統一公共交通利用促進キャンペーンを行い、県民一人ひとりが公共交通を利用する生活スタイルのあり方を考える契機とするために、バスの車体にお絵かき体験などの「遊び」を通し、子どもたちに公共交通の魅力を伝えるとともに、広く県民一般に公共交通利用の促進に関する取組について情報発信を行った。 			

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部道路総局道路整備課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所
種 別	(8) 災害に備えた道路交通環境の整備		
細 目	ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実		

計画の実施方針及び概要（平成23年度）

ア 災害に備えた道路の整備

豪雨、地震、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、大規模地震の発生時において、被災地への救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、橋梁の耐震補強を推進する。

豪雨等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、防災対策や災害の恐れのある区間を回避、代替する道路の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

道路管理者は、地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。

また、公安委員会は地震、豪雨等による被害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型及びリチウムイオン電池を用いた静止型信号機電源付加装置の整備を推進する。

事 業 内 容	23年度事業量
静止型信号機電源付加装置	10基

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、あわせて、災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供する。

エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備推進するとともに、インターネット等情報通信技術（IT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 信号機電源付加装置の整備

事業内容	22年度事業	22年度末
信号機電源付加装置(自動起動型)	0基	21基
信号機電源付加装置(静止型)	9基	30基

○ 交通監視カメラ、車両感知器の整備状況

年度別	交通監視カメラ	車両感知器
平成21年度末	12	1,972
平成22年度末	12	1,974

項目	1 道路交通環境の整備	機関名	警察本部交通規制課 警察本部交通指導課
種別	(9) 総合的な駐車対策の推進		
細目	ア 秩序ある駐車場の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 秩序ある駐車場の推進</p> <p>(ア) 道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>(イ) 違法な駐停車が交通渋滞等交通に著しい迷惑を及ぼす交差点においては、違法駐車抑止システム等を活用し、駐停車等をしようとしている自動車運転者に対して音声で警告を与えることにより、違法な駐停車を抑制して交通の安全と円滑化を図る。</p> <p>イ 違法駐車対策の推進</p> <p>(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域住民の意見、要望等を踏まえて重点的に放置車両の確認等を実施する場所、時間帯等定めたガイドラインに沿った取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要と認められる場合は、ガイドラインの見直し等適切に対応する。</p> <p>(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。</p> <p>ウ 駐車場等の整備</p> <p>(ア) 駐車場整備計画の調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。</p> <p>(イ) 大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務付ける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、民間駐車場の整備を促進する。 また、都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、公共駐車場の整備を積極的に推進する。</p> <p>(ウ) 郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、市街地での交通の混雑を回避するため、パークアンドライドの普及のための駐車場等の環境整備を推進する。</p> <p>エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚</p> <p>違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。</p>			

オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

違法駐車が増加し、安全で円滑な道路交通が阻害されている市街地の道路において、交通安全施設としての駐車場、路上駐車施設、荷さばき停車場、合理的な中止や規制、視覚障害者誘導用ブロック上に駐車等をした違法駐車を取り締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 駐車規制の実施状況

種別	区分	箇所	距離
駐車禁止		38	48,750m

○ 放置車両確認標章貼付件数

	標章貼付件数
駐車監視員	1,076
警察官	1,594
合計	2,670

※ 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の件数

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	四国地方整備局徳島河川国道事務所 警察本部交通規制課 県土整備部道路総局道路整備課
種 別	(10) 道路交通情報の充実		
細 目	ア 情報収集・提供体制の充実 イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化 ウ 分かりやすい道路交通環境の確保		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、情報通信技術（I T）等を活用して、道路交通情報の充実を図る必要がある。</p> <p>ア 情報収集・提供体制の充実 多様化する道路利用者のニーズにこたえるため、道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の既存の情報収集・提供体制の充実を図る。</p> <p>イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化 I T Sの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するV I C SやI T Sスポットの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。 また、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするU T M Sの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。</p> <p>ウ 分かりやすい道路交通環境の確保 時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識を推進する。 また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。</p>			

項 目	1 道路交通環境の整備	機 関 名	県土整備部道路総局道路整備課 県土整備部都市計画課 警察本部交通規制課 四国地方整備局徳島河川国道事務所
種 別	(11) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備		
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化 イ 休憩施設等の整備の推進 ウ 子どもの遊び場等の確保 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 オ 地域に応じた安全の確保		

計画の実施方針及び概要（平成23年度）

ア 道路の使用及び占用の適正化

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

(イ) 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占有物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用拡大を図る。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

イ 休憩施設等の整備の推進

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、市街地の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

ウ 子どもの遊び場等の確保

地域の実態に即して、児童から高齢者まで幅広く利用することができる総合的な公園の整備を促進する。

都市公園整備事業

(単位：千円)

種 別	箇所数	事 業 費
運 動 公 園	1	64,150

エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。

オ 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 都市公園整備事業 （単位：千円）

種 別	箇所数	事 業 費
運 動 公 園 等	8	197,800

項 目	2 交通安全思想の普及徹底	機 関 名	教育委員会体育健康課 警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課
種 別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育 イ 小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>ア 幼児に対する交通安全教育 心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する意識を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的知識・技能を習得させることを目標とする。</p> <p>(ア) 効果的な交通安全教育の推進 交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、保護者等と連携して、交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>(イ) 交通安全指導の支援 幼稚園及び保育所において、効果的な交通安全指導が推進できるよう、幼児向けの交通安全に関する各種情報、資料等を積極的に提供するとともに、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。</p> <p>(ウ) 児童館等において、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、母親クラブ等の組織化を促進し、その活動の強化を図る。</p> <p>イ 小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。</p> <p>(イ) 中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。</p> <p>(ウ) 高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を取得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるよう健全な社会人を育成することを目標とする。</p> <p>(エ) 自転車安全利用意識の高揚 小・中学生に対しては、学校関係者等と連携した自転車教室を開催し、歩行者及び自転車利用者としての必要な知識・技能を習得させるとともに、自己の安全のみならず他人を思いやる交通安全意識の醸成を図る。 また、高校生の自転車通学生の交通マナーの向上を図るため、交通法規等についての講習会を開催するほか、高校交通マナーアップクラブによる街頭指導を促進する。</p> <p>(オ) 保護者に対する交通安全講習会の開催 児童・生徒の保護者が、日常生活の中で模範的な交通安全行動をとり、実際の交通の場で、児童・生徒に対して基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全講習会を開催する。</p>			

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 交通安全教育実施状況

	実施回数	対象人員
幼児	315	20,108
小・中学生	434	51,524
高校生	45	11,088
合計	794	82,720

- 徳島県高等学校交通マナーアップクラブ連合会総会・研究協議会の開催
平成22年7月21日 文化の森21世紀館

- 高校生対象の二輪車等実技講習会の開催
10校 355人

項目	2 交通安全思想の普及徹底	機関名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局
種別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		県民くらし安全課
細目	ウ 成人に対する交通安全教育		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>ウ 成人に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 運転免許取得時における教育 免許取得時の交通安全教育は、大半が自動車教習所における教習であることから、これから免許を取得しようとする者に、運転技能や交通ルール以外に、運転者として交通マナーを実践する意識を併せて習得させるよう、教習水準の一層の向上を図る。</p> <p>(イ) 運転者に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般運転者 地域、職域等における講習会や交通安全協会、安全運転管理協会等の関係団体が行う交通安全活動を通じて、自発的な安全行動を促すとともにドライバーとしての社会的責任を自覚させる。 ○ 自動車使用者等 安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化を促し、従業員の交通安全意識の高揚を図らせる。 ○ 全席シートベルト着用の推進 平成20年、後部座席のシートベルト着用義務化等を内容とする改正道路交通法が施行されたことを踏まえ、マナーアップ推進月間県民運動やシートベルト着用推進デーにおいて、関係機関、団体と連携した広報啓発活動、指導取締りを強力に推進する。 <p>(ウ) 自転車利用者に対する教育 一昨年の改正道路交通法の施行により、自転車に関する規程が整備されたことを受け、各種広報媒体や街頭活動、さらには関係機関・団体と連携した実践的な講習会の開催を通じて、その内容及び自転車利用の基本的ルールである「自転車安全利用五則」の周知徹底を図る。 また、自転車の安全な利用を図るため、規格・基準に適合した自転車の利用と自転車安全整備店における定期的な点検整備を促すとともに、自転車が安全基準に適合していることを証明するTSマークの普及を促進する。</p> <p>(エ) 大学生等に対する教育 大学生等に対しては、学生の二輪車・自動車の利用者等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。</p> <p>(オ) 交通関係団体等に対する指導・協力 交通安全協会、安全運転管理協会、交通安全母の会等の交通安全関係団体との連携・協力を図り、これらの団体等の活動を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通安全意識の高揚を図る。</p>			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教育実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般運転者 169回 9,739人 ・ 自動車使用者 1回 69人 ○ シートベルト着用推進状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各季の交通安全運動の重点項目に掲げて実施 ・ シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動の実施 平成22年7月1日～8月31日 ○ 自転車月間の推進 平成22年5月1日～31日 			

項目	2 交通安全思想の普及徹底	機関名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課 保健福祉部長寿保険政策局長寿介護課 保健福祉部障害福祉課
種別	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		
細目	エ 高齢者に対する交通安全教育 オ 障害者に対する交通安全教育 カ 外国人に対する交通安全教育		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>エ 高齢者に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 高齢者交通安全指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー・セーフティチーム、交通安全母の会々員及び高齢者交通安全推進員等による老人クラブ等組織への未加入高齢者宅の訪問指導 ○ デイサービスセンター等高齢者福祉施設における交通安全教室の開催 ○ 電動車いす利用者に対する交通安全指導 <p>(イ) 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ヒヤリ地図の作成による参加型講習会の開催 ○ 反射材効果実験等体験型講習会の開催 ○ 交通安全教育隊による「高齢歩行者教育システム」を活用した実践型講習会の開催 ○ シルバードライビングスクールの開催 指定自動車教習所と連携し、適性検査、実車走行による参加・体験型の交通安全講習 ○ 高齢者交通安全大会の開催 <p>(ウ) 高齢自転車利用者に対する自転車安全利用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者自転車安全運転競技大会の開催 ○ 自動車教習所のコースを活用した自転車実技講習会の開催 <p>(エ) 高齢者の交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者宅交通安全訪問の実施 ○ 反射材の街頭配布の実施 ○ デイサービスセンター等に対する高齢者用交通安全教育ビデオの貸出 ○ 新たな反射材の素材を用いたマフラー、帽子等の作成配布活動 <p>オ 障害者に対する交通安全教育</p> <p>障害者に対しては、交通安全を実践するために必要な知識・技能を習得させるため、関係機関・団体と連携し、障害の程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進する。また、平成20年の改正道路交通法の施行で、全ての聴覚障害者が運転免許を取得できることになったことから、関係機関・団体と連携し、法改正の周知とこれら運転免許取得者に対する交通安全教育を推進する。</p> <p>カ 外国人に対する交通安全教育</p> <p>(ア) 留学生、研修生等の外国人に対し、我国の基本的交通ルールを教示し、それを遵守させることを目的とした交通安全教育を推進する。</p> <p>(イ) 交通安全教育を効果的に推進するため、関係機関・団体と連携して、外国人向け教材の充実、通訳体制の確立を促進する。</p>			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者に対する交通安全教育等の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者交通安全講習会 498回 23,559人 ・ シルバードライビングスクールの開催 11回 273人 ・ 高齢者自転車安全運転競技大会の開催 1回 98人 ○ 障害者に対する交通安全教育の実施状況 3回 250人 ○ 外国人に対する交通安全教育の実施状況 25回 400人 			

項 目	2 交通安全思想の普及徹底	機 関 名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課
種 別	(2) 効果的な交通安全教育の推進		
細 目	ア 交通安全教育用資機材を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進 イ 交通安全教育に関する情報の共有 ウ 交通安全教育指導者の指導・育成		

計画の実施方針及び重点（平成23年度）

ア 交通安全教育用資機材を活用した参加・体験・実践型交通安全教育の推進

交通安全教育を効果的に推進するには、受講者に道路を安全に通行するために必要な技能及び知識を習得させ、かつ、その必要性を理解させることが必要である。

そのため、警察本部交通安全教育隊による「自転車シミュレーター」等の交通安全教育用資機材を効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。

イ 交通安全教育に関する情報の共有

交通安全教育を効果的に推進するには、警察、交通安全教育指導員、地域交通安全活動推進委員等が、交通安全教育に関する情報を共有することが必要である。

そのため、交通安全教育用資機材の貸与、講師の派遣、交通事故情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

ウ 交通安全教育指導者の指導・育成

市町村の交通安全教育指導員、地域交通安全活動推進委員等に対する研修会等を開催して、

- 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた教育手法
 - 衝突実験映像等を活用した効果的な教育手法
 - 資機材を活用した実践的講習方法
- 等について指導教養し、交通安全指導技術の向上を図る。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 交通安全講習等の開催

種 別	平成22年度実施数	
	回 数	参加者（人）
運 転 者	170	9,808
高 齢 者	498	23,559
小・中・高校生	479	62,612
幼 児	315	20,108
そ の 他	429	23,819

項 目	2 交通安全思想の普及徹底	機 関 名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課
種 別	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進		
細 目	ア 交通安全運動の推進 イ 自転車の安全利用の推進 ウ 全席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 オ 反射材用品の普及促進 カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 キ 効果的な広報の実施 ク その他の普及啓発活動の推進		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>ア 交通安全運動の推進</p> <p>(ア) 推進体制の確立 交通安全運動が地域に浸透して真に効果的に推進される取組みとなるよう、自治体を始めとする関係機関・団体との連携を強化し、計画的、組織的な推進体制を確立する。</p> <p>(イ) 街頭活動の強化 街頭監視、交通指導取締りに当たっては、地域住民の平穏を害する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を指向するとともに、死亡事故等重大事故に直結する交通違反の指導取締りを強化する。</p> <p>(ウ) 運動重点に沿った施策の推進 各運動の重点に沿って、参加・体験・実践型交通安全教室の開催や効果的な広報啓発等を実施し、波及効果の得られる施策を積極的に推進する。</p> <p>イ 自転車の安全利用の推進</p> <p>(ア) 自転車安全利用意識の高揚 自転車事故や自転車による迷惑行為を防止するため、幼児から高齢者にいたる幅広い年齢層に対して、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る実践的交通安全講習会を開催し、「自転車安全利用五則」を活用した自転車の正しい乗り方についての意識高揚を図る。</p> <p>(イ) 街頭指導の強化 自転車の事故防止とマナーの向上を図るため、関係機関・団体と連携して、自転車の交通ルール・マナー違反に対する街頭指導活動を積極的に推進する。 特に、薄暮時から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることから、無灯火の自転車に対する指導取締りを徹底するとともに、自転車側面等への反射材の取付けを指導する。</p> <p>(ウ) 広報啓発活動の推進 各種交通安全活動を通じて、自転車事故の実態とヘルメット着用の効用等についての広報啓発活動を積極的に推進する。中でも自転車同乗中の幼児の安全を確保するため、幼児向け自転車用ヘルメットの使用を徹底させる。</p> <p>ウ 全席におけるシートベルトの正しい着用の徹底</p> <p>(ア) 街頭指導の強化 交通マナーアップ推進月間県民運動やシートベルト着用推進デーをはじめとし、平素から交通事故多発路線等の指導取締りを強化するとともに、着用義務化となった後部同乗者に対するシートベルトの着用指導も併せて実施する。</p>			

- (イ) 広報啓発活動の推進
各種広報媒体を活用して、地域、職域、家庭において、シートベルトの着用効果及び正しい着用方法についての広報啓発活動を推進し、正しい着用の徹底を図るとともに、全席におけるシートベルト着用の徹底を図る。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

- (ア) 広報啓発活動の推進
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、病院等と連携して、保護者に正しい使用の徹底を図るための広報啓発活動を積極的に推進する。
- (イ) チャイルドシート着用モデル幼稚園等の指定
各季の交通安全運動等の機会をとらえ、チャイルドシート着用モデル幼稚園等を指定して、チャイルドシートの100%着用を推進する。
- (ウ) 街頭指導の強化
シートベルト装着義務違反の指導取締りに併せて、チャイルドシート使用義務違反の指導取締りを強化し、チャイルドシート使用の徹底を図る。

オ 反射材用品の普及促進

- (ア) 反射材用品着用普及活動の推進
関係機関・団体と連携して
- 街頭活動を通じ、夜間の歩行者等に対する反射材用品の着用指導
 - 訪問指導や各種講習会を通じた反射材用品の普及促進
 - 高齢者を重点とした反射材用品の普及促進
 - 反射材用品着用促進のための効果的な体験学習会の開催等
- を積極的に推進する。
- (イ) 広報啓発活動の推進
夜間における歩行者、自転車利用者の事故防止に効果的な反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発活動を推進する。

カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

- (ア) 広報啓発活動の推進
飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するため、各種広報媒体を活用し広報啓発活動を積極的に展開する。
- (イ) 飲酒運転撲滅協力店の普及
酒類販売店、酒類提供飲食店等に対して、飲酒運転撲滅協力店への参加を依頼し、利用客へ飲酒運転追放を呼び掛けてもらう。

キ 効果的な広報の実施

交通安全広報を実効あるものとするため、マスコミ等関係機関に対して交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行う。

ク その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢運転者標識の普及
高齢運転者事故の防止を図るため、高齢運転者標識の普及活動を展開し、高齢運転者に自己の身体的機能の変化を自覚した安全運転行動を促すため、70歳以上の高齢運転者に表示を徹底するよう広報啓発活動を推進する。
また、他の運転者に対して、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識の醸成を図る。
- (イ) 早めのライト点灯運動の推進
薄暮時から夜間にかけての交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携のうえ、各地域、職域において早めのライト点灯運動を推進する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

- 各季の交通安全運動実施前に72の交通関係機関・団体に組織する交通安全対策協議会及び市町村交通安全対策主管課長会議を開催し、各機関・団体が連携して組織的な運動を展開した。

- 自転車利用者に対して各季の交通安全運動時や自転車月間時に、街頭における指導を徹底した他、リーフレット等を作成するなど広報啓発に努めた。
- シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動や、シートベルト着用推進デーなどにおいて、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を積極的に展開し、全席におけるシートベルトの着用率向上に努めた。
- 街頭活動や講習会を通じて、反射材用品の普及促進を図り、反射材用品約35,000個を配付した。
- マスコミ等報道機関を通じて、ラジオスポット等により交通安全運動等の広報を行った。
- 飲酒運転による交通事故が後を絶たないため、「徳島県飲酒運転撲滅月間」を設定するなどして、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅に向けた取り組みを行った。
(平成22年12月1日～平成22年12月31日)

項目	2 交通安全思想の普及徹底	機関名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局
種別	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進		県民くらし安全課 教育委員会生涯学習政策課
細目	ア 交通関係団体に対する指導、助言 イ 地域交通安全活動推進委員に対する指導等 ウ 交通安全母の会に対する指導 エ 自転車安全整備士の育成、指導 オ 各種社会教育団体の活動における交通安全意識の高揚		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>ア 交通関係団体に対する指導、助言 交通安全協会を始めとする既存の交通関係団体等に対し、各団体の特性に応じた交通安全活動が主体的に行われるよう、必要な資料の提供、諸行事に対する指導、助言を行う。</p> <p>イ 地域交通安全活動推進委員に対する指導等 地域の交通安全リーダーである地域交通安全活動推進委員が、住民に対する交通安全教育、駐車対策、自転車の適正な通行方法等を始めとする交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、相談活動等が適正かつ効果的に実施できるよう、研修会を通じて指導教養するとともに、その活動に関して必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>ウ 交通安全母の会に対する指導、協力 徳島県交通安全母の会連合会による家庭内における交通安全教育、子どもと高齢者を交通事故から守るための諸活動が主体的かつ効果的に行われるよう指導、協力する。</p> <p>エ 自転車安全整備士の育成、指導 徳島県自転車軽自動車商協同組合に対し、自転車安全整備士の資格及び自転車安全整備店の登録を積極的に促し、T Sマークの普及促進を図りながら、地域における自転車安全利用の推進の中核として主体的かつ効果的な活動ができるよう指導、協力する。</p> <p>オ 各種社会教育団体の活動における交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等の青少年団体諸活動において、交通事故防止運動を推進し、交通安全意識の高揚に努める。 ○ P T A活動において会員自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、学校、交通安全協会、交通安全母の会、その他の関係する団体と連携、協力し、子どもを交通事故から守る活動を推進する。 ○ 婦人会活動において、日常的活動として、交通安全運動を展開する。 ○ 社会教育関係団体に交通安全教育に関する視聴覚資料を貸し出し、交通安全意識の高揚を図る。 			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域交通安全活動推進委員に対する研修会の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会開催時の研修1回（平成23年2月18日） ・ 研修会1回（平成22年9月10日） ○ 徳島県交通安全母の会連合会の会員に対する研修会の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会1回（平成22年7月2日）対象95人 ○ P T A会員の交通安全意識高揚に向けた活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「交通安全標語」や「校区内安全マップ」等の作成を通じて、交通安全意識の高揚を図った。（各単位P T A） 			

項 目	2 交通安全思想の普及徹底	機 関 名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局
種 別	(5) 住民の参加・協働の推進		県民くらし安全課
細 目	ア 地域に浸透した交通安全活動の推進 イ 参加型交通安全活動の推進		

計画の実施方針及び重点（平成23年度）

ア 地域に浸透した交通安全活動の推進

交通安全を推進するうえにおいて、地域住民自らが主体となって交通安全活動に参加する気運を高めることが重要であることから、春、秋の全国交通安全運動等及び県民交通安全の日である

- 毎月 5 日（高齢者等にやさしくする日）
- 毎月 10 日（シートベルト着用推進デー）
- 毎月 20 日（県民交通安全参加日）

を重点に、関係機関・団体と連携して地域に浸透した各種交通安全活動を推進する。

イ 参加型交通安全活動の推進

地域住民の交通安全意識を高めるには、住民が交通事故は身近で発生していることを認識し、交通事故に遭わないように率先して安全行動をとることが効果的であることから

- 子ども会、老人クラブ等での「ヒヤリ地図」の作成
- 関係機関・団体と連携した「交通安全総点検」の実施等、住民が積極的に参加できる交通安全活動を推進する。

平成23年度の交通安全運動等（予定）

運 動 の 内 容	期 間
春の全国交通安全運動	5月11日から 5月20日
交通マナーアップ推進月間 県民運動	7月 1日から 8月31日
徳島スマートドライバー セーフティライラー	8月 1日から12月31日
秋の全国交通安全運動	9月21日から 9月30日
高齢者交通安全県民運動	11月21日から11月30日
飲酒運転撲滅月間	12月 1日から12月31日
年末年始の交通安全県民運動	12月10日から 1月10日
交通死亡事故抑止重点（徳島セーフティ4PLUS） ・飲酒運転の根絶 ・全席シートベルト着用の推進 ・高齢者の交通事故防止 ・夜間の交通事故防止 ・自転車の安全利用とマナーの向上	4月 1日から 3月31日

項目	3 安全運転の確保	機関名	警察本部運転免許課 警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課 独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所												
種別	(1) 運転者教育等の充実														
細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進 エ 高齢運転者対策の充実 オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 カ 自動車安全運転センターの業務の充実 キ 自動車運転代行業の指導育成等 ク 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ケ 悪質危険な運転者の早期排除														
計画の実施方針及び概要（平成23年度）															
<p>安全運転に必要な知識及び技能を身に付けたうえで、安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から安全意識を醸成する交通安全教育の充実を図るとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。</p> <p>また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な特性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さへの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう教育内容の充実を図る。</p> <p>ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 年間の運転免許を受験する予定者約14,000人のうちの95%以上の者が利用する指定自動車教習所に対し、交通安全に関する単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、各講習の内容等を指導し、教習内容の向上及び技法の充実をして教習所の適正水準の確保を図る。</p> <p>イ 運転者に対する再教育等の充実 取消処分者・停止処分者及び違反者講習予定者約4,000人（平成22年度実績数）に対して、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習内容及び講習方法の充実を図る。 特に、運転適性と実車指導の結果を照合して、受講者の個人面接により運転技能等の説明・指導を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>事業内容</td> <td>23年度見込み</td> </tr> <tr> <td>更新時講習</td> <td>129,000人</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習</td> <td>23,000人</td> </tr> </table> <p>ウ 二輪車安全運転対策の推進 取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付安全講習の推進に努める。 また、二輪車関係団体等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>事業内容</td> <td>平成23年度見込み</td> </tr> <tr> <td>原付講習</td> <td>1,400人</td> </tr> <tr> <td>自動二輪免許取得時講習</td> <td>5人</td> </tr> </table>				事業内容	23年度見込み	更新時講習	129,000人	高齢者講習	23,000人	事業内容	平成23年度見込み	原付講習	1,400人	自動二輪免許取得時講習	5人
事業内容	23年度見込み														
更新時講習	129,000人														
高齢者講習	23,000人														
事業内容	平成23年度見込み														
原付講習	1,400人														
自動二輪免許取得時講習	5人														

エ 高齢運転者対策の充実

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者を対象の実車走行による運転技能診断及び認知判断力診断等を実施し、事故原因となる運転癖、安全運転のポイント等を指導するなど、積極的な高齢ドライバー対策を実施する。

また、高齢者講習を行っている指定自動車教習所と連携し、認知機能検査（講習予備検査）の結果に基づくきめ細かな教育を推進する。

(イ) 臨時適性検査の確実な実施

認知機能検査の機会などを通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査確実な実施等により、安全な運転に支障のある者については運転免許等の取り消し等の行政処分を行う。

(ウ) 運転経歴証明書の充実

運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実させ、判断力や視力の低下など身体機能の衰えを自覚し運転免許証を自主返納した者の支援に努める。

オ シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会・各季の交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、着用効果の広報、啓発活動を積極的に行う。

(ア) シートベルト着用率向上

交通関係機関・団体と連携し、シートベルトの着用実態調査や調査結果に基づく広報啓発活動の実施など、シートベルトの着用率の向上を図る。

特に、着用が義務化された後部座席のシートベルト着用率の向上を図る。

(イ) 街頭指導の強化

シートベルトの着用率調査等に基づき、着用率の低い路線等におけるシートベルト・チャイルドシート着用義務違反に対する指導取締りを強化する。

特に、毎月10日のシートベルト着用推進デーにおいては、県下一斉の街頭指導を実施する。

カ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターの行う通知業務、運転経歴証明業務等の積極的な推進を指導し、同センターによる運転者対策の充実を図る。

また、安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した高度な運転技能と知識を必要とする者、安全運転指導者等に対する体験的な交通安全教育の充実を図る。

キ 自動車運転代行業の指導育成等

(ア) 適正な業務の推進

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、掲示事項や表示の確認等のため立入検査や指導を行うほか、定期的に事務担当者に対する研修会を開催して適正な業務の推進についての指導教育を徹底する。

(イ) 指導取締りの強化

立入検査及び歓楽街等における街頭指導取締りを強化して、無認定営業、損害賠償措置（代行保険の加入・更新）義務違反、無免許運転等に対する違法行為の厳正な取締りを実施する。

ク 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

【適性診断の23年度受診計画と22年度受診状況】

事業内容	23年度受診計画	22年度受診状況
一般診断	2,168人	2,074人
義務診断	1,021人	1,009人

(22年度義務診断内訳) 初任診断 889人、適齢診断112人
 特定診断 8人

ケ 悪質危険な運転者の早期排除

(ア) 運転不適格者の早期排除

運転免許試験及び運転免許証更新時の適性検査等を通じて、運転の適格性を選別し、運転不適格者の早期排除に努める。また、更新時講習において、睡眠時無呼吸症候群（SAS）に係る広報啓発及び自主検査の推進、罹患者（罹患者の疑いのある者）に対する受診の指導を行うことにより安全対策を図る。

(イ) 悪質・危険運転者の早期排除

暴走族や麻薬・覚せい剤等の使用運転者はもちろん、その他県民に対し、危険や迷惑を及ぼす悪質違反行為者に対しては、迅速・的確な行政処分を行って早期排除に努める。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 更新時講習等の実施状況

事業内容	平成22年度実績
更新時講習	110,649人
高齢者講習	18,396人

○ 自動二輪車安全運転講習及び原付安全講習の実施状況

事業内容	平成22年度実績
原付講習	1,319人
自動二輪免許取得時講習	4人

○ 自動車安全運転センターの行う通知業務、運転経歴証明業務等の状況

事業内容	平成22年度実績
	事業量
交通事故証明	31,780件
無事故無違反証明	2,006件
運転記録証明	31,696件
累積点数証明	94件
運転免許経歴証明	86件
通知業務	6,076件

○ 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の実施状況

【適性診断の22年度と21年度受診状況】

事業内容	22年度受診	21年度受診
一般診断	2,074人	2,252人
義務診断	1,009人	943人

(22年度義務診断内訳) 初任診断 889人、適齢診断112人
 特定診断 8人

項目	3 安全運転の確保	機関名	警察本部運転免許課								
種別	(2) 運転免許業務の改善										
細目	ア 運転免許業務の見直しに伴う諸策の推進 イ 県民の立場に立った運転免許業務の推進										
計画の実施方針及び概要（平成23年度）											
<p>ア 運転免許業務の見直しに伴う諸策の推進 平成21年1月運用されたICカード運転免許証導入に伴う諸対策を推進し、運転免許証の偽変造の防止、個人情報の保護等を図る。</p> <p>イ 県民の立場に立った運転免許業務の推進</p> <p>(ア) 日曜窓口開設の継続 徳島東、徳島西、小松島及び徳島北警察署管内の居住者に対しては、日曜窓口を継続して実施し、利用者の負担軽減を図る。</p> <p>(イ) 優良運転者に対する運転免許更新申請場所の拡大 県内居住の優良運転者は、更新場所を運転免許センター又は徳島東、徳島西、小松島の各警察署を除く、他のいずれかの警察署を任意に選択できる任意選択制を導入しているが、更なる周知の徹底を図る。</p> <p>(ウ) 県外からの転入者の負担軽減の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県外からの転入者が、運転免許証を紛失した場合等、再交付申請手続きに一週間程度を要していたが、これを即日交付にして負担の軽減を図る。 ○ 東日本大震災で被災され徳島県へ避難された方については、運転免許証の再交付手数料を免除し、その負担の軽減を図る。 <p>(エ) 1階窓口の混雑緩和対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 案内掲示板の改善 更新手続き、免許受験生等に対し、各受付窓口前に受付時間、取扱い事務内容等を明記した案内板を設置し、来訪者の混雑緩和と利便性の向上を図る。 ○ 受講者に対する案内カードの配布 受講者を講習会場に正しく案内するため、講習区分を色分けした案内カード（ラミネート加工）を配布し、廊下に色分けした線を引き、講習会場へスムーズに移動できるよう来庁者の利便性の向上と負担の軽減を図る。 											
交通安全実施計画の実績（平成22年度）											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">事業内容</th> <th style="width: 60%;">平成22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許証即日交付</td> <td style="text-align: right;">72,630件</td> </tr> <tr> <td>優良講習受講者数</td> <td style="text-align: right;">57,378件</td> </tr> <tr> <td>更新即日交付数</td> <td style="text-align: right;">56,453件</td> </tr> </tbody> </table>				事業内容	平成22年度実績	免許証即日交付	72,630件	優良講習受講者数	57,378件	更新即日交付数	56,453件
事業内容	平成22年度実績										
免許証即日交付	72,630件										
優良講習受講者数	57,378件										
更新即日交付数	56,453件										

項 目	3 安全運転の確保	機 関 名	警察本部交通企画課									
種 別	(3) 安全運転管理の推進											
細 目	ア 事業所における交通安全教育の推進 イ 安全運転管理者等未選任事業所の一掃 ウ 適正な安全運転管理業務の推進 エ 安全運転装備資機材の普及促進											
計画の実施方針及び重点（平成23年度）												
<p>ア 事業所における交通安全教育の推進 安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の資質及び安全意識の向上を図るため、講習内容を見直し、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう指導する。</p> <p>イ 安全運転管理者等未選任事業所の一掃 安全運転管理者等の選任状況を正確に把握した上、未選任事業所に対する指導を強化して未選任事業所の一掃を図り、事業所内の安全運転管理体制を充実強化する。</p> <p>ウ 適正な安全運転管理業務の推進 事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、使用者等に対し必要な報告又は資料を提出させる制度を積極的に活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理を図る。</p> <p>エ 安全運転装備資機材の普及促進 事業活動に伴う交通事故防止対策を一層推進するため、運輸事業所、安全運転管理者選任事業所等に対して映像記録型ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等の普及を促進するとともに、ドライブレコーダー等によって得られた事故等の情報の交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。</p>												
交通安全実施計画の実績（平成22年度）												
○ 安全運転管理者未選任事業所の選任状況等												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">事業所数</th> <th style="width: 35%;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td>副安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>					事業所数	人 数	安全運転管理者	42	42	副安全運転管理者	0	0
	事業所数	人 数										
安全運転管理者	42	42										
副安全運転管理者	0	0										
※ このうち、41事業所41人が、未選任事業所等の安全対策月間の指導による												
○ 平成22年度末安全運転管理者等選任状況												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">事業所数</th> <th style="width: 35%;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">3,602</td> <td style="text-align: center;">3,602</td> </tr> <tr> <td>副安全運転管理者</td> <td style="text-align: center;">318</td> <td style="text-align: center;">419</td> </tr> </tbody> </table>					事業所数	人 数	安全運転管理者	3,602	3,602	副安全運転管理者	318	419
	事業所数	人 数										
安全運転管理者	3,602	3,602										
副安全運転管理者	318	419										

項 目	3 安全運転の確保	機 関 名	四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車事故対策 機構徳島支所
種 別	(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実		
細 目	ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 イ 安全運転の確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実 ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施 エ 運行管理者等に対する指導講習の充実 オ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 自動車関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。 また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。 さらに、自動車運送事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築・改善を図るため、国がその構築状況を評価・助言する運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・徹底を図る。 このほか、平成23年5月1日施行の自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを目指す。</p> <p>イ 安全運転確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実 映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の安全運転の確保に資する機器の普及促進に努めるとともに、運送事業者における乗務員のリスク情報の把握や共有、経営者や運行管理者による事故の再発防止対策の検討・立案等を容易に、かつ、効果的・効果的に実施するための映像記録型ドライブレコーダーの活用手順について周知を図る。また、映像記録型ドライブレコーダーより得られた情報の事故分析への更なる活用方法等について検討し、活用方法等の充実に努める。</p> <p>ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施 事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するとともに、これらの事故情報について、多角的に分析等を実施する。</p> <p>エ 運行管理者等に対する指導講習の充実 運行管理者等に対する指導講習について、民間参入の促進を図ること等により受講環境の整備を行う。</p>			

○ 運行管理者等に対する指導講習

事業内容	23年度計画	備 考
基礎講習	2回	6月14日～16日(3日間) 1月17日～19日(3日間)
一般講習	5回	9月2日ほか
特別講習	1回	8月25日～26日(2日間)

(注) 講習会場等詳細については独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所に照会のこと

オ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク事業)を促進する。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所(通称Gマーク認定事業所)の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

交通安全実施計画の実績(平成22年度)

○ 運行管理者等に対する指導講習

事業内容	22年度実績	備 考
基礎講習	2回	6月15日～17日(3日間) 1月12日～14日(3日間)
一般講習	6回	9月2日ほか
特別講習	1回	8月26日～27日(2日間)

項 目	3 安全運転の確保	機 関 名	徳島労働局
種 別	(5) 交通労働災害の防止等		
細 目	ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 交通労働災害の防止</p> <p>労働災害による死亡者数の中に占める割合が例年高い交通労働災害について、その防止対策の推進を図る。</p> <p>このため、引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知に努め、対策の浸透を図る。</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生管理体制の充実 ○ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施 ○ 健康診断の実施と事後措置の徹底及び面接指導等の実施 ○ 積込・荷卸し作業における安全確保 ○ 荷主・元請事業者による配慮 ○ 運転者に対する雇入時及び作業内容変更時教育の充実 <p>について、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等労働災害防止団体とも連携の上、指導・援助を行う。</p> <p>イ 運転者の労働条件の適正化等</p> <p>(ア) 監督指導の実施</p> <p>自動車運転者を使用する事業所に対して、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を徹底させ、自動車運転者の労働時間等労働条件の改善を図る。</p> <p>(イ) 他機関との連携</p> <p>陸運関係機関との間における「自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度」及び「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法に基づく通報制度」、警察機関との間における「自動車運転者過労運転事案に係る通報制度」の活用等により、引き続き、関係行政機関との積極的な連携を図る。</p> <p>また、引き続き、陸運関係機関との合同監督・監査を実施する。</p>			

項 目	3 安全運転の確保	機 関 名	危機管理部消防保安課 徳島地方気象台
種 別	(6) 道路交通に関連する情報の 充実		
細 目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 気象情報等の充実		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等</p> <p>危険物の輸送時の事故による災害を防止し、災害が発生した場合の被害軽減のための情報提供等の充実を図るため、各種の講習会等の機会を捉え、イエローカード（危険有害物質の性状、処理方法等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について、危険物運送事業者等への周知を図る。</p> <p>また、危険物運搬車両の路上取締りを関係機関とともに実施し、運搬基準の適合状況の確認や関係法令の遵守並びに改善等の指導を行う。</p> <p>イ 気象情報等の充実</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に予報・警報等を発表する。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やITの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>(ア) 気象官署等の地上気象観測装置を5年計画で順次更新し、集中豪雨、局地的大雨等の実況監視体制を強化する。</p> <p>(イ) 地震動の予報・警報として発表する緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>(ウ) 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象予報・警報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>(エ) 地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>(オ) 火山現象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に噴火警報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>(カ) 気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、予報・警報等の伝達などに関する説明会を開催する。</p>			

警報等の伝達経路図



交通安全実施計画の実績（平成22年度）

- 警報等の防災情報を適時的確に発表伝達し、台風接近時には防災関係者及び報道機関を対象に説明会を2回開催した。
- 「地域防災研修会」等で防災担当者を対象に9回、県立防災センターでの「知っておきたい防災講座」等で一般住民を対象に6回、計15回の説明会・講習会を実施した。

項 目	4 車両の安全性の確保	機 関 名	四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車事故対策 機構徳島支所
種 別	(1) 車両の安全性に関する基準 等の改善の推進		
細 目	ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 イ 先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等</p> <p>(ア) 車両の安全対策の推進</p> <p>車両の安全対策については、平成22年度に開催された交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会の結果を踏まえて実施していく。</p> <p>具体的には、①事故実態の把握・分析②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討③事前効果評価・事後効果評価、といった一連の流れを継続的に実施することにより、車両の安全対策を推進していく。</p> <p>なお、事故を未然に防止する予防安全対策については、車両安全対策を推進する取組の一環として、これまでも保安基準の拡充・強化等と先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報の提供等との総合的かつ有効な連携を深めてきたところであるが、今後もより一層の連携を図っていく。</p> <p>(イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化</p> <p>車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、上述の検討結果を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。</p> <p>イ 先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進</p> <p>先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステム（衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置等）を搭載した先進安全自動車（ASV）について、車両の開発・普及の促進を進める。</p>			

項 目	4 車両の安全性の確保	機 関 名	四国運輸局徳島運輸支局 独立行政法人自動車事故対策 機構徳島支所
種 別	(2) 自動車アセスメント情報の 提供等		
細 目	自動車アセスメント情報の提供等		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>自動車アセスメント情報の提供等</p> <p>自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。</p> <p>また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p> <p>【パンフ類の作成・配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車アセスメント ・チャイルドシート・アセスメント 			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
○ 自動車アセスメントに関する冊子を来訪者の見やすい位置に縦覧できるよう設置するとともに、ユーザー等からの求めに応じてパンフレットを手交した。			

項 目	4 車両の安全性の確保	機 関 名	四国運輸局徳島運輸支局 自動車検査独立行政法人 四国検査部徳島事務所 軽自動車検査協会徳島事務所
種 別	(3) 自動車の検査及び点検整備の充実 (4) リコール制度の充実・強化		
細 目	ア 自動車の検査の充実 イ 自動車点検整備の充実 ウ リコール制度の充実・強化		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 自動車の検査の充実 自動車検査独立行政法人が実施する自動車検査については、検査体制の充実強化を図る。 道路運送車両の保安基準の拡充・強化にあわせて進化する自動車技術に対応してIT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の充実強化を図る。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。</p> <p>イ 自動車点検整備の充実 (ア) 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。 また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p> (イ) 不正改造車の排除 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に、「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。 また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。			

(ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における経営管理の改善や設備の近代化等への支援を推進する。

(エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

(オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が増加していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

ウ リコール制度の充実・強化

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車製作者等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車製作者等への監査を実施する。

さらに、ユーザーの目線に立った、より迅速かつ着実なリコール実施のための情報収集体制及び調査分析体制の強化を図るため、次の施策を講じる。

(ア) 情報収集体制の強化

不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。

(イ) 調査分析体制の強化

収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に実施する。

また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報の提供を行う。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 街頭検査の実施状況

県内各所で、街頭検査を延べ14回実施した。

検査車両数は、1,134台、整備不良車両及び不正改造車両数は44台あり、その全てに整備命令書を交付した。

○ 自動車等不具合情報ホットラインへの通報件数等ユーザー情報として4件通報した。

項 目	4 車両の安全性の確保	機 関 名	警察本部交通企画課 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課						
種 別	(5) 自転車の安全性の確保								
細 目	ア 自転車安全利用気運の醸成 イ TSマークの普及 ウ 自転車の被視認性の向上								
計画の実施方針及び重点（平成23年度）									
<p>ア 自転車安全利用気運の醸成 自転車事故の防止を図るため、関係機関・団体と連携し、自転車利用者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の交通ルール、交通マナー ○ 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の正しい利用方法 ○ 自転車の点検整備の実施 <p>等について、実践的な指導講習会を開催し、自転車安全利用気運の醸成を図る。</p> <p>イ TSマークの普及 自転車商組合等と連携して、自転車のブレーキや反射材等が安全基準に適合していることを証明するTSマークの普及に努める。</p> <p>ウ 自転車の被視認性の向上 夜間における交通事故の防止を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無灯火自転車に対する指導取締りの強化 ○ 自転車への反射材の取付けの普及促進 <p>を図り、自転車の被視認性の向上を図る。</p>									
交通安全実施計画の実績（平成22年度）									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車に対する講習会の実施状況等 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>自転車教室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>314回</td> </tr> <tr> <td>対象人員</td> <td>34, 142人</td> </tr> </table> 				自転車教室		実施回数	314回	対象人員	34, 142人
自転車教室									
実施回数	314回								
対象人員	34, 142人								

項 目	5 道路交通秩序の維持	機 関 名	警察本部交通指導課 警察本部高速道路交通警察隊
種 別	(1) 交通の指導取締りの強化等		
細 目	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 ウ 科学的な指導取締りの推進		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。</p> <p>(ア) 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等 無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。 特に、飲酒運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者の周辺で飲酒運転を助長し、容認している者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転根絶に向けた取締りを推進する。</p> <p>(イ) 背後責任の追及 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種違反の防止を図る。</p> <p>(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進 自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。</p> <p>イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 高速道路での違反行為は、重大事故に直結するおそれが高いことから、効果的な機動警ら等警戒活動を活発に行うとともに、悪質・危険・迷惑性の高い違反、特に、速度超過や飲酒運転、携帯電話使用等の取締りを強化する。</p> <p>(ア) 効果的な機動警らの実施 交通流や交通事故実態に即した効果的な機動警ら、駐留監視を実施する。</p> <p>(イ) 悪質・危険性の高い違反を重点とした指導取締り 指導取締りに当たっては速度超過・飲酒運転・過積載・携帯電話使用等の悪質・危険・迷惑性の高い違反を重点とした取締りのほか、後部座席を含めたシートベルト非着用に対する指導取締りを強化する。</p> <p>ウ 科学的な指導取締りの推進 交通事故分析の高度化を図るとともに、交通事故実態に対応した科学的かつ効果的な指導取締りを推進する。</p>			

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 交通指導取締りの強化

悪質、危険・迷惑性の高い違反に重点を置き、取締りを実施し

- ・飲酒運転 370件
- ・無免許運転 217件
- ・信号無視 4,842件
- ・速度超過 8,522件
- ・横断歩行者等妨害 87件

など平成22年中、計43,755件を検挙した他、シートベルト着用義務違反等を23,754件検挙した。

項 目	5 道路交通秩序の維持	機 関 名	警察本部交通指導課				
種 別	(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化						
細 目	ア 専従捜査体制の強化等 イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化						
計画の実施方針及び重点（平成23年度）							
<p>交通事故事件その他の交通犯罪の捜査を適正かつ迅速に行うため、次により捜査体制、装備の充実強化を図る。</p> <p>ア 専従捜査体制の強化等 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制を強化するため、捜査員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。</p> <p>イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化 初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため、交通事故捜査用車その他の車両、交通事故自動記録装置を始めとする交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。</p>							
交通安全実施計画の実績（平成22年度）							
<p>○ ひき逃げ事件検挙状況 平成22年中、ひき逃げ事件は25件発生し、うち24件を検挙した。 (検挙率96.0%)</p> <p>○ 交通特殊事件捜査</p>							
	犯人隠避等事件	交通保険金詐欺	下命容認事件	文書偽変造	白バス・白トラ等	その他	合計
検 挙 数	6	3	12	4	15	5	45
検 挙 人 員	6	4	2	4	5	11	32

項 目	5 道路交通秩序の維持	機 関 名	教育委員会学校政策課 教育委員会体育健康課 警察本部交通指導課 四国運輸局徳島運輸支局
種 別	(3) 暴走族対策の強化		
細 目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族に対する指導取締りの強化 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が連携し、暴走族対策を強力に推進する。</p> <p>ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p> <p>暴走族グループの実態については、報道機関等あらゆる広報媒体を通じて積極的な広報を行い、暴走族追放気運の高揚を図る。</p> <p>また、暴走族追放気運を一層盛り上げるため、交通関係機関・団体に構成する「暴走族対策協議会」を開催するなどして、暴走行為を許さない環境づくりのための具体的活動が行われるよう支援する。</p> <p>学校においては、「非行防止教室」の開催等を通じて、暴走族の悪質性・危険性についての理解を深めさせるとともに、関係機関・団体等との連携により、暴走族の解体、加入阻止、暴走族からの離脱等の指導を徹底する。</p> <p>イ 暴走行為阻止のための環境整備</p> <p>暴走族のい集場所として利用されやすい施設、又は暴走行為が多発している道路の管理者に対し、積極的に働きかけを行い、暴走族のい集や暴走行為を阻止するための環境の整備を図る。</p> <p>また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じる。</p> <p>ウ 暴走族に対する指導取締りの強化</p> <p>暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行う。</p> <p>(ア) 集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、あらゆる法令を適用して検挙及び補導を徹底し、解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。</p> <p>また、犯行に使用した車両については、積極的に押収するとともに、不正改造を行った者に対する責任追及を徹底する。</p> <p>さらに、元暴走族が中心となって組織された「旧車會」と称するグループ等による隣県にまたがる広域暴走族事件等に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警察相互の捜査協力を積極的に行う。</p> <p>(イ) 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行う。</p>			

エ 暴走関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査にあたっては、個々の犯罪事実を究明することはもとより、組織の実態やそれぞれの非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにし、保護処分に付された暴走族少年の交通道德のかん養、家庭、交友関係の調整等再犯防止に重点を置いた指導、教育の実施に努める。また、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。さらに、暴走族に対する運転免許の行政処分については、重大違反その他のかし等に係わる規定等の効果的な運用による厳正な処分を行う。

オ 車両の不正改造の防止

暴走族を助長するような車両の不正改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

なお、自動車ユーザーだけでなく不正改造を行った者に対しても必要に応じて立入検査を実施する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 暴走族に対する取締りの強化

暴走族に対する事件化を積極的に行い

・ 検挙総数 648件 655名（逮捕12名）
（内訳）

刑法犯 6件 12名（逮捕4名）

共同危険行為 1件 7名（逮捕5名）

整備不良 314件 314名（逮捕0名）

その他 327件 322名（逮捕3名）

を検挙した他、不正改造車両95台を押収して、整備通告を行った。

項 目	6 救助・救急活動の充実	機 関 名	危機管理部消防保安課
種 別	(1) 救助・救急体制の整備		
細 目	ア 救助体制の整備・拡充 イ 救助・集団救急事故体制の整備 ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急施設の整備の推進 カ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 救助体制の整備・拡充 交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制・救助資機材の整備を推進する。</p> <p>イ 救助・集団救急事故体制の整備 多数の負傷者が発生する大規模な交通事故等に対処するため、相互応援体制、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等を推進する。</p> <p>ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 消防庁の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、普及講習の指導に従事する応急手当指導員や応急手当普及員の養成及び住民に対する普及講習等の普及啓発活動を推進する。</p> <p>エ 救急救命士の養成・配置等の促進 救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するため、講習及び病院実習を推進するとともに、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急措置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。</p> <p>オ 救助・救急施設の整備の推進 救急救命士等が、より高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。 救命効果の向上の観点から、救急業務における消防防災ヘリコプターの活用を推進する（消防防災ヘリコプターは平成20年8月からドクターヘリ機能を導入し、運用を行っている）。</p> <p>カ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 複雑多様化する救急事象に対応すべく救急隊員の知識・技術等の向上を図るため消防学校において教育訓練体制の充実を図る。</p> <p>キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 高速自動車道等における救急業務を円滑に実施し、適切かつ効果的な人命救助を図るため、関係市町と西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社との相互の連携を強化し、救急業務実施体制の強化を推進する。</p>			

交通安全実施計画の実績

内容 団体名	救急活動状況			緊急自動車		消防一部事務組合及び 広域連合の 構成市町村数 H22,4,1 現
	平成21年			H22,4,1 現	H21,4,1 現	
	出動 件数	うち 交通事故	比率 %	救急 自動車数	救急 自動車数	
徳島市 消防局	9,256	1,468	15.9	10	10	1
鳴門市 消防本部	2,106	263	12.5	4	4	1
小松島市 消防本部	1,603	221	13.8	2	2	1
阿南市 消防本部	2,920	354	12.1	4	4	1
名西 消防組合	1,083	140	12.9	3	3	2
海部 消防組合	1,376	101	7.3	5	5	4
板野東部 消防組合	1,947	293	15.0	3	3	3
板野西部 消防組合	944	118	12.5	2	2	2
徳島中央 広域連合	2,839	356	12.5	3	3	2
美馬市 消防本部	970	92	9.5	4	4	1
美馬西部 消防組合	724	79	10.9	4	4	2
みよし 広域連合	1,861	193	9.6	5	5	2
合計	27,629	3,678	13.3	49	49	22

項 目	6 救助・救急活動の充実	機 関 名	保健福祉部医療健康総局 医療政策課
種 別	(2) 救急医療体制の整備		
細 目	ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療に従事する医師・看護師等の養成等 ウ ドクターヘリ事業の推進		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>ア 救急医療機関等の整備</p> <p>救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・充実するため、休日夜間急患センター及び在宅当番医制の効果的な活用を推進する。また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、医療圏単位で、地域内の医療施設の実情に応じ病院群が共同連帯して、輪番制方式により実施する病院群輪番制を支援することにより、第二次救急医療体制の整備を進めるとともに、複数科領域にまたがるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの充実、救急医療機関等の整備及びその質の向上を図る。</p> <p>さらに、救急医療施設の情報を収集し、インターネットを通じて広く関係者に情報を提供することにより、スムーズに搬送先が確保される体制の確立を目指す。</p> <p>イ 救急医療に従事する医師・看護師等の養成等</p> <p>救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育・臨床研修において、救急医療に関する教育研修の充実に努める。また、救命救急センター、二次救急医療機関等で救急医療に従事する医師に対しても、救急患者の救命率をより向上させるために必要な研修を実施し、その質の向上を図る。</p> <p>看護師等についても、看護学校養成所において救急看護領域の知識・技術の習得に向けたカリキュラムの充実に努めるとともに、卒業後においても、救急看護実務能力の高い看護師育成研修等を実施することにより、救急医療に的確に対応できる人材の確保を図る。</p> <p>また、救急蘇生法等に関する知識・技術を広く県民に普及啓発するため、その企画・運営を実施している保健所等行政機関に勤務する保健師等を対象とした指導者講習会により、養成力の維持・向上を図る。</p> <p>ウ ドクターヘリ事業の推進</p> <p>救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、ドクターヘリの導入を推進する。</p>			

項 目	6 救助・救急活動の充実	機 関 名	保健福祉部医療健康総局 医療政策課
種 別	(3) 救急関係機関の協力関係の 確保等		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受け入れ・連絡体制の明確化等を図る。</p> <p>また、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故等が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を促進する。</p>			

項 目	7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	機 関 名	四国運輸局徳島運輸支局 危機管理部県民くらし安全局 県民くらし安全課 警察本部交通指導課
種 別	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等 (2) 損害賠償の請求についての援助等		
細 目	ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 イ 交通事故相談活動の推進 ウ 損害賠償請求の援助活動等の強化		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し被害者救済の充実を図る。</p> <p>ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等により広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>イ 交通事故相談活動の推進 交通事故の被害者等に対し、損害賠償問題等について適切な助言を行うため、県交通事故相談所の相談活動の充実を図る。 また、関係行政機関、団体等との連携を強化して、被害者救済を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談員の資質向上 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。 ○ 広報活動 県、市町村の広報媒体を活用した広報活動を強化し、交通事故相談所の利用の促進を図る。 <p>ウ 損害賠償請求の援助活動等の強化 交通事故被害者等に対する適切かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。</p> <p>(ア) 交通事故の被害者及びその遺族等が抱えている精神的・経済的被害、その他さまざまな問題を軽減するため、被害者等の人権を尊重しつつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険制度と請求のしかた ○ 保険事業について ○ 援助・救済制度について ○ 警察以外の相談機関について ○ 刑事手続きの概要 <p>を教示し、側面から支援する被害者対策を推進する。</p> <p>(イ) 交通事故証明書の発給についての援助 自動車安全運転センターの交通事故証明書に関する業務が、迅速・適正に処理されるよう配慮する。</p>			

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 交通事故相談状況

相 談 内 容	相 談 受 理 件 数
賠 償 額 の 算 定	122 件
過 失 の 程 度	76 件
示 談 の 仕 方	48 件
自 賠 責 保 険 請 求	92 件
労 災 ・ 社 会 保 険 の 利 用	22 件
訴 訟 ・ 調 停 の 利 用	11 件
そ の 他	216 件
計	587 件

○ 無保険（無共済）バイク監視活動実績

監視車両数 7,983台 違反車両数 235台

項目	7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	機関名	警察本部交通指導課 独立行政法人自動車事故対策機構徳島支所 徳島地方検察庁
種別	(3) 交通事故被害者支援の充実強化		
細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 被害者救済対策事業等については、今後も各種事業の内容の見直しを図りつつ社会的必要性の高い事業を充実していく。 また、独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業及び県が行う高等学校交通遺児授業料免除事業等に対する援助を行う。 さらに、重度後遺障害者に対する救済策を推進するため、独立行政法人自動車事故対策機構による重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。</p> <p>イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を警察署の交通課、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。</p> <p>(ア) 警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。 さらに、交通事故捜査を担当する警察職員に対する教育・研修を実施するほか、被害者連絡の組織的な対応を図り、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な被害者支援が推進されるよう努める。</p> <p>(イ) 検察庁においては、被害者等通知制度により、事件の処分結果や裁判結果等の情報を提供するとともに、被害者支援員等において、交通事故被害者等からの相談への対応、法廷への案内・付添い、各種手続きの手助けをするほか、被害者等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介をするなどの支援活動を行うなど、今後も被害者への配慮の充実を図る。</p> <p>(ウ) 独立行政法人自動車事故対策機構においては、介護料の受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報の提供等を行うことにより、受給資格者に対する精神的支援の強化を図るとともに、育成資金貸し付けを利用している交通遺児等については、遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会員同士の親睦を図るための「友の会の集い」等を行い、精神的支援の充実を図る。</p>			
交通安全実施計画の実績（平成22年度）			
<p>○ 独立行政法人自動車事故対策機構の援助措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通遺児等に対する育成資金貸付実績 5人 1, 190千円 ・ 介護料支給実績 49人 31, 572千円 <p>○ 徳島地方検察庁における相談件数等 相談件数は49件あり、それぞれ交通事故状況の説明、処分内容の説明、刑事手続きの説明などの支援活動を行った</p>			

項 目	8 鉄道交通の安全についての 対策	機 関 名	四国運輸局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社
種 別	(1) 鉄道交通環境の整備		
細 目	ア 鉄道施設等の安全性の向上 イ 運転保安設備等の整備		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。</p> <p>ア 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。また、多発する自然災害へ対応するために、軌道や路盤等の集中豪雨等への対策の強化、駅部等の耐震性の強化等を推進する。</p> <p>老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、より安全性に優れたものへと計画的に更新を進める。特に経営の厳しい地域鉄道については、それぞれが定めた保全整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。また、安全総点検等の機会を利用した技術面での指導や、研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進していく。</p> <p>さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止の効果の高いホームドアを始めとした設備等の整備によるバリアフリー化を引き続き推進する。また、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備等の安全対策を推進する。</p> <p>イ 運転保安設備等の整備</p> <p>曲線部等への速度制限機能付き ATS 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、着実にその整備を進める。</p>			

項 目	8 鉄道交通の安全についての対策	機 関 名	四国運輸局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社						
種 別	(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及								
計画の実施方針及び概要（平成23年度）									
<p>運転事故の90%を占める踏切障害事故と人身傷害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。また、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p>									
鉄軌道における年度別運転事故件数及び死傷者数 (年度)									
		14	15	16	17	18	19	20	21
全 国	件数	843	833	847	857	849	892	849	851
	死者	350	330	324	444	319	333	315	317
	負傷者	376	364	398	953	473	394	392	418
徳 島	件数	8	5	8	14	7	5	6	4
	死者	0	3	4	7	4	1	1	1
	負傷者	5	1	3	5	1	2	1	2

項目	8 鉄道交通の安全についての対策	機関名	四国運輸局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社 徳島地方气象台
種別	(3) 鉄道の安全な運行の確保		
細目	ア 運転士の資質の保持 イ リスク情報の分析・活用 ウ 気象情報等の充実 エ 鉄道事業者に対する保安監査等の実施 オ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持、事故情報及びリスク情報の分析・活用、地震発生時の安全対策、気象情報等の充実を図る。また、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適確に対応する。</p> <p>ア 運転士の資質の保持 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。 なお、資質が保持されるよう、運転管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p> <p>イ リスク情報の分析・活用 重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、運転状況記録装置等の活用や現場係員によるリスク情報の積極的な報告を推進するよう指導する。さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。</p> <p>ウ 気象情報等の充実 气象台においては、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、本計画書38ページの「3 安全運転の確保 (6) 道路交通に関する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報の鉄道交通における利活用の推進を図る。</p> <p>エ 鉄道事業者に対する保安監査等の実施 鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。また、過去の指導のフォローアップを強化する等、保安監査の充実を図る。 また、主要な鉄道事業者の安全担当部長等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。併せて、鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。</p>			

オ 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ適確な情報の収集・連絡を行う。

また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を適確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

交通安全実施計画の実績（平成22年度）

○ 鉄道事故防止に関する広報啓発活動

- ・ 春・秋の全国交通安全運動
- ・ 高齢者交通安全運動
- ・ 年末年始輸送安全総点検
- ・ 年末年始の交通安全県民運動
- ・ 踏切事故防止キャンペーン

○ 気象情報等の充実

本計画書39ページの「3 安全運転の確保 (6) 道路交通に関連する情報の充実」の実績に同じ。

項 目	8 鉄道交通の安全についての 対策	機 関 名	四国運輸局 四国旅客鉄道株式会社 阿佐海岸鉄道株式会社
種 別	(4) 鉄道車両の安全性の確保 (5) 救助・救急活動の充実 (6) 被害者支援の推進 (7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止 (8) 研究開発及び調査研究の充実		
計画の実施方針及び概要（平成23年度）			
<p>(4) 鉄道車両の安全性の確保 科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、事故発生時における乗客、乗務員の被害軽減のための方策や、鉄道車両の電子機器等の誤作動防止のための方策の検討を行い、その活用を図る。</p> <p>(5) 救助・救急活動の充実 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。</p> <p>(6) 被害者支援の推進 被害者団体等の参画を得ながら、我が国において求められる交通事故被害者等支援の内容、事業者・自治体・国等の関係機関における役割分担のあり方、交通事故被害者等への一元的な窓口機能のあり方、そのために必要とされる制度のあり方などについて検討し、我が国の実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取り組みを行う</p> <p>(7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止 鉄道事故及び鉄道事故の兆候（インシデント）の原因究明調査を迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与する。また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。</p> <p>(8) 研究開発及び調査研究の充実 鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。このため、交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。 また、近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、鉄道総合技術研究所が行う事故及び災害時の被害軽減に関する試験研究・技術開発等、安全性の更なる向上に資する技術開発を推進する。</p>			

項 目	9 踏切道における交通安全の 対策	機 関 名	四国運輸局 四国旅客鉄道株式会社 警察本部交通規制課
種 別	(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設 の整備の促進 (2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 (3) 踏切道の統廃合の促進 (4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置		
計画の実施方針及び重点（平成23年度）			
<p>(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等を促進する。 また、遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。 以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を促進する。</p> <p>(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安施設の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。</p> <p>(3) 踏切道の統廃合の促進 踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。</p>			

(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、歩行者等のための横断歩道橋等の設置、IT の活用による踏切注意情報の表示や踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要がある。このため広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

鉄軌道における年度別踏切事故件数及び死傷者数 (年度)

		14	15	16	17	18	19	20	21
全	件数	446	417	410	419	371	352	314	355
	死者	148	127	144	137	124	129	116	125
	負傷者	182	146	141	137	182	118	98	149
徳島	件数	7	2	4	6	2	4	4	3
	死者	0	1	1	2	0	0	0	0
	負傷者	4	1	2	1	0	2	0	2

交通安全実施計画の実績 (平成22年度)

○ 踏切道整備実施 (単位:千円)

種別	区分	事業量	事業費
踏切拡幅		1箇所	0

交通安全対策基本法（抜粋）

昭和45年6月1日
法律第110号

（都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務）

- 第16条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。
- 2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
 - 3 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整を図ること。

（都道府県交通安全対策会議の組織等）

- 第17条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、都道府県知事をもって充てる。
 - 3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 都道府県教育委員会の教育長
 - (3) 警視総監又は都道府県警察本部長
 - (4) 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19条第1項の指定都市を包括する都道府県にあっては、指定都市の長又はその指名する職員
 - (6) 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者
 - 4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
 - 5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

（都道府県交通安全計画等）

- 第25条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全にする部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。
- 2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない

い。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

- 4 都道府県交通安全対策会議は、第1項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 都道府県交通安全対策会議は、第3項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。
- 6 第4項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

交通安全対策基本法施行令（抜粋）

昭和45年6月8日
政令第175号

（都道府県交通安全対策会議の組織及び運営の基準）

第5条 交通安全対策基本法（以下「法」という。）第17条第5項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理するものとする。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。
- (3) 特別委員は、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (4) 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (5) 都道府県交通安全対策会議に、幹事を置くものとする。
- (6) 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、都道府県知事が任命するものとする。
- (7) 幹事は、都道府県交通安全対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐するものとする。
- (8) 委員、特別委員及び幹事は、非常勤とするものとする。
- (9) 前各号に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県交通安全対策会議にはかって定めるものとする。

徳島県交通安全対策会議条例

昭和45年徳島県条例第48号

（趣 旨）

第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、徳島県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会 長）

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第3条 部内の職員のうちから指名される委員並びに市長村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、10人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、西日本高速道路株式会社・四国旅客鉄道株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第4条 会議に、幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年条例第103号)

この条例は、公布の日から施行する。